

議案第16号

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、平成25年2月臨時県議会における補正予算分及び平成25年度分以降の市町村負担金に適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成25年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金			県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金		

事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1～17 略		
18 特定農業用管水路等特別対策事業 <u>(1) 中山間地域</u>	<u>工事費の100分の9に相当する額</u>	
<u>(2)(1)以外のもの</u>	<u>工事費の100分の10に相当する額</u>	
19～24 略		

備考

1～4 略

5 「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村をいう。

は次に掲げる地域を含む市町村をいう。

(1) 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する

過疎地域

(2) 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振

事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1～17 略		
18 特定農業用管水路等特別対策事業	<u>工事費の100分の10に相当する額</u>	
19～24 略		

備考

1～4 略

興山村

(3) 特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定農山村地域